

# 東部地区ステップ・アップ研修実施運営委員会設置要綱

東部教育事務所

## 1 目 的

ステップ・アップ研修を円滑に実施するため、東部地区ステップ・アップ研修実施運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 構 成

(1) 委員会の構成は次のとおりとする。

- ア 委員長 1名
- イ 副委員長 若干名
- ウ 委員 若干名

(2) 委員会に幹事若干名を置く。

(3) 委員及び幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(4) 委員及び幹事は、県教育委員会教育長が選任する。

## 3 会 議

(1) 会議は委員会と幹事会をもって構成する。

(2) 会議は委員長が招集する。

(3) 幹事会は東部教育事務所長が招集する。

## 4 所掌事務

委員会は、東部地区ステップ・アップ研修実施要項の作成及び研修の推進・運営に当たる。

## 5 事務局

(1) 委員会に事務局を置く。

(2) 事務局は東部教育事務所内に置く。

(3) 事務局は幹事のうち、東部教育事務所指導主事をもって構成し、庶務を司る。

## 6 その他

この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。